

「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理 ～制度整備の基本的な方向性～」に対する意見

平成 28 (2016) 年 1 月 12 日
アジアインターネット日本連盟 (AICJ)

1 本意見書について

(1) 「情報通信技術 (IT) の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「中間整理」といいます) は、急速な少子高齢化の進展等、我が国が抱える諸課題の解決に向け、IT 利活用による情報流通の円滑化を官民一体となって推進することを目指すものであり、その目指すべき方向性については歓迎いたします。特に、行政手続等に係るオンライン利用の推進、行政機関等が保有する情報のオープンデータ化の推進など、「1. 検討の背景と検討事項」冒頭には、総論としては適確な論点の認識が示されているため、当連盟としても共感するところです。

ただし、各論で示されている政策には、政策ガラパゴス化の危険があり、このままではかえって IT 利活用を進めるといふ政策目的が達成されない恐れがあることを強く危惧します。よって、本意見書を提出する次第です。

(2) なお、「中間整理」は、平成 27 年 (2015 年) 10 月 30 日に第 1 回会合を開催し、12 月 10 日に公表されたものです。わずか 1 か月と少しの検討期間で、我が国の社会経済における IT 技術のあり方を左右する重大な政策を決めるのは無理です。特に、プライバシー保護のあり方やシェアリングエコノミーなどは、技術や社会の発展が著しい今日においては、民間事業者・団体からの意見聴取手続とこれらの意見の政策への反映なしに進めることは、あまりにも無理があります。真に国民の幸福を考えるのであれば、より民主的かつ公明正大なプロセスにもとづく政策決定をしていただきたく、本意見書の記載にも真剣に耳を傾けていただければと存じます。

2 プライバシー情報に関する代理機関 (仮称) について

(1) 「中間整理」の「2 (1)」以下には、安全・安心に IT を活用して情報を共有・利用する事業の円滑化の名のもとに、「個人情報委託管理型」と「個人情報収集分析型」の「代理機関 (仮称)」を設立するものとしています。民間事業者と関わりが深いと考えられるものは、本人の委託等にもとづいて個人情報を含む情報を預かり、本人に代わってその情報の管理を図る形態である「個人情報委託管理型」であると考えられます。そこで、以下、この類型についての懸

念点について述べたいと思います。

(2) ユーザー本人の個人情報の管理をわかりやすくし、透明化を図ることの重要性は当連盟でもこれまで主張してきたことです。民間事業者は、競って個人情報を含む情報をユーザーが管理しやすいような様々なツールを用意しており、またユーザー情報のセキュリティ確保に努めております。

しかしながら、「代理機関（仮称）」の業務の円滑化のために、各民間事業者の取組みの画一化が促されるようなことがあれば、民間の取組みの創意工夫に水を差すこととなり、本末転倒の事態となりかねません。あくまで「代理機関（仮称）」の自助努力でユーザーの信頼を得ることが肝要であり、「代理機関（仮称）」の取組みと同じ方法を民間事業者に求めることが無いように運用がなされるべきことを強く要請します。「代理機関（仮称）」の存続や業務円滑化のためにプライバシー保護の取組みがあるのではなく、あくまで「代理機関（仮称）」は、プライバシー保護と、ユーザーの選択と透明性を図るためのツールの一つに過ぎないとの位置付けを改めて確認すべきと考えます。

3 インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題について

(1) 「中間整理」の「2 (4)」には、「インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題」として、シェアリングエコノミーサービスが提起する4つの課題を提示し、①「サービス提供及び利用状況の実態把握が困難」、②「情報の非対称性の発生」、③「外部不経済の発生」及び④「ボーダレスな対応が必要」が挙げられています。

しかし、これらの課題は必ずしもインターネット特有の課題ではなく、インターネット仲介機能を介さなくとも起こり得る課題といえます。特に、インターネット仲介機能において、「詐欺、無許可営業」や「テロ、感染症」などの課題がインターネット特有の危険であるという印象を与える記述は、徒に国民の不安を煽り、IT利活用を後退させるおそれもあります。誤った認識を国民に植え付けることのないよう、正しい情報の発信がなされるように要請します。

(2) 「中間整理」の「2 (4)」中、「シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保」の項目では、シェアリングエコノミーサービス事業者に対する本人特定事項の確認の義務付け、情報提供の義務付け、相談窓口等の設置や事業所の国内設置等、事業者規制しか触れられていません。このように、ただ義務を増やすだけでは、現在各業法との関係で発展が阻害されていると言われているシェアリングエコノミーの発展はありません。本来の政策目的であるシェアリングエコノミーの発展のためには、規制を増やすのではなく、旅館業法といった各業法の規制緩和、制度整備をセットで行うべきであり、且つ「中間整理」にその旨を明記すべきです。仮に各業法との関係が整理されない中で、単に規

制強化のみがなされるのであれば、IT 利活用に資するものとは言えないため、当連盟としては反対いたします。

4 シェアリングエコノミーサービス事業者の責務

(1) 「中間整理」には、「シェアリングエコノミーの適正な事業運営の確保」の名目で、シェアリングエコノミー事業者に対する適切な規制の名目の下に、前記「3」に記載したとおり、事業者に対する各種義務を規制として新たに導入することを提案するとともに、現在念頭に置かれているいわゆる民泊のみならず、「今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする」としています。

しかし、そもそも契約に対する責任は各契約当事者自身が負うべきものであり、シェアリングエコノミーサービス事業者が全ての責任を負うものではありません。むしろシェアリングエコノミーサービス事業者の責務について、当事者間の契約に対して原則として責任を負わないことを明記すべきと考えます。また、「政令」で規制するサービスの内容を広げることについては、国民の代表である国会での議論を踏まえ、行政庁の裁量によって規制を設けることが可能となります。むやみに規制対象が広がることがないよう、消費者、事業者らの意見を十分に聴き、民主的なプロセスを経た上で規制対象を検討する枠組みとすべきです。

(2) 現状の「中間整理」にあるとおり、政府が規制強化によってシェアリングエコノミーの推進を図ろうとしても、規制という手段は萎縮効果を生み、民間の活力が失われてしまう可能性もあります。

民間事業者が政府に期待することは、こうした規制強化によるお墨付きではありません。むしろ政府は、民間の自主的取り組みについてよく実態を調査のうえ、事業者間におけるベストプラクティスの共有を進め、ガイドラインの策定などにより、適切に民間の自主的取組みを後押しすることに力を入れるべきです。

5 むすび

今回の「中間整理」に提示されている案のみでは、そもそもの政策目的であるインターネットを用いた日本社会の活性化という肝心要の目的が達成できない恐れが高いといえます。今回の規制の提案が、たとえ生命身体の安全確保という消極的な目的であったとしても、また業法のある業界に限った話だとしても、過度に広範な規制であるとの疑いはまぬかれません。シェアリングエコノミーを通じた日本経済の発展と社会活性化を図るのであれば、上記のとおり各



事業法における規制緩和と自主的取組みを促す仕組みに傾注すべきと考えます。
以上